

奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第九号

奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例

(奈良県農業大学校条例の一部改正)

**第一条** 奈良県農業大学校条例(昭和五十八年三月奈良県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 大学校に、飲食業経営、調理技術等の実践的な能力を習得させるため、実践オーベルジュ棟を桜井市に設置する。

第七条を第十五条とし、第六条の次に次の八条を加える。

(使用の承認)

**第七条** 実践オーベルジュ棟の別表に掲げる施設、設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができる。

一 大学校の設置目的に違反するとき。

二 公益を害するおそれがあるとき。

三 実践オーベルジュ棟の施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

五 実践オーベルジュ棟の管理上支障があるとき。

3 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

**第八条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 偽りその他不正の手段によつて使用の承認を受けたとき。
- 三 使用の承認の条件に違反したとき。
- 四 前条第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 五 公益上特に必要があるとき。

(損害賠償)

**第九条** 実践オーベルジュ棟の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 知事は、前項の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(使用料)

**第十条** 使用の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を、規則で定めるところにより、納めなければならない。

- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定等)

**第十一条** 実践オーベルジュ棟の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号

) 第二百四十四条の第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)である法人は、主として実践オーベルジュ棟の管理を行う指定管理者になることができる。ただし、知事、副知事並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百二十二条に規定するもの(県が出資しているものに限る。)については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日まで、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 実践オーベルジュ棟の管理に関する事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 知事は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- 一 住民の平等な利用が確保されること。
- 二 施設の効用を最大限に發揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。
- 三 事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が大学校の設置目的を達成するために必要と認める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

**第十二条** 指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて実践オーベルジュ棟の管理を行わなければならない。

(指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)

**第十三条** 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第七条に規定する施設の使用の承認に関する業務
- 二 第八条の規定による施設の使用の承認の取消し等に関する業務
- 三 実践オーベルジュ棟の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務
- 四 実践オーベルジュ棟の施設、設備等の維持管理に関する業務
- 五 実践オーベルジュ棟の利用の促進に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(利用料金)

**第十四条** 第十一条第一項の規定により実践オーベルジュ棟の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

**別表** (第七条、第十条、第十四条関係)

一 施設及びその使用料

施設	使用料	
実践バンケット	午前(午前九時から正午まで)	五千四百円
	午後(午後一時から午後五時まで)	七千二百円
	午前・午後(午前九時から午後五時まで)	一万二千六百円
	夜間(午後六時から午後九時まで)	七千円
	午後・夜間(午後一時から午後九時まで)	一万三千九百円

	宿 泊 室		
	スイートルーム	一室一泊	全日（午前九時から午後九時まで）
	ツインルーム	一室一泊	一万八千円
			五万五千円
			二万三千元

二 設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

**第二条** 奈良県農業大学校条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

なら食と農の魅力創造国際大学校条例

第一条第一項中「養成し」を「養成するとともに、飲食業への就業意欲の高い者に対し、飲食業経営、調理技術等に関する実践的な能力を修得させることにより、新規の飲食業経営者を養成し」に、「農業の」を「地域の」に、「奈良県農業大学校」を「なら食と農の魅力創造国際大学校」に、「橿原市」を「桜井市」に改め、同条第二項中「桜井市に」を削る。

第二条の見出し中「課程」を「学科」に改め、同条第一項を次のように改める。

大学の学科は、アグリマネジメント学科及びフードクリエイティブ学科とし、修業期間は、原則として二年とする。

第三条第一項中「基礎課程、専門課程及び高度専門課程（以下「基礎課程等」という。）」を「大学校」に改め、同条第二項中「営む者」の下に「、飲食業を営む者」を加える。

第四条中「基礎課程等」を「大学校」に改める。

第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条第一項第一号中「第七条」を「第十条」に改め、同項第二号中「第八条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とし、第六条から第十二条までを二条ずつ繰り下げる。

第五条第一項中「基礎課程等」を「大学校」に改め、同条第二項中「年額十一万五千二百円」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 アグリマネジメント学科 十一万八千八百円
- 二 フードクリエイティブ学科 五十三万五千八百円

第五条第三項中 「前期 五万七千六百円  
後期 五万七千六百円」 を削り、同項に次の表を加える。

学科	前期	後期
アグリマネジメント学科	五万九千四百円	五万九千四百円
フードクリエイティブ学科	二十六万七千九百円	二十六万七千九百円

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(入学検査料)

**第五条** 大学の入学を志願する者は、次の入学検査料を県に納付しなければならない。  
い。

- 一 アグリマネジメント学科 二千二百円
- 二 フードクリエイティブ学科 一万七千円

2 入学検査料は、入学願書に添えて納付しなければならない。  
3 知事は、特別な理由があると認めるときは、入学検査料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の入学検査料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る既納の入学検査料については、この限りでない。

- 一 出願の受付後に出願の資格のない者であることが判明した者で個別学力検査が行われなかった者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要があると認めると認める者

5 前項第一号に該当する者に還付する入学考査料の額は、規則で定める。

(入学科)

**第六条** 第四条の規定により大学校に入学を承認された者は、次の入学科を県に納付しなければならない。

一 アグリマネジメント学科 五千六百五十円

二 フードクリエイティブ学科 二十八万二千円

2 入学科は、入学手続をする際に納付しなければならない。

3 知事は、特別な理由があると認めるときは、入学科の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の入学科は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

別表中「第七条、第十条、第十四条関係」を「第九条、第十二条、第十六条関係」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は平成二十七年四月一日から、第二条及び次項の規定は平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四項の規定 公布の日

二 第二条中第十五条を第十七条とする改正規定、第十四条第一項の改正規定、第四条を第十六条とする改正規定、第十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、第十三条を第十五条とし、第六条から第十二条までを二条ずつ繰り下げる改正規定、第五条を第七条とし、第四条の次に二条を加える改正規定、別表の改正規定並びに附則第三項の規定 平成二十七年九月一日

(経過措置)

2 なら食と農の魅力創造国際大学校は、第二条の規定による改正後のなら食と農の魅力創造国際大学校条例（次項において「改正後の条例」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、規則で定める日まで桜井市及び橿原市に置くものとする。

3 第二条中第十五条を第十七条とする改正規定、第十四条第一項の改正規定、第十四条を第十六条とする改正規定、第十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、第十三

条を第十五条とし、第六条から第十二条までを二条ずつ繰り下げる改正規定、第五条を第七条とし、第四条の次に二条を加える改正規定並びに別表の改正規定の施行前に第二条の規定による改正前の奈良県農業大学校条例第一条第一項に規定する奈良県農業大学校に入学した者に係る入学料及び授業料については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

4 第一条の規定による改正後の奈良県農業大学校条例(この項において「改正後の条例」という。)第十三条第一項の規定による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、第一条の規定の施行前においても、改正後の条例第十三条第一項の規定の例により行うことができる。